

大多喜町持込ごみ等処理施設 管理棟整備工事 プロポーザル実施要領

1 目的

大多喜町の可燃ごみは現在、いすみ市に焼却処理を委託しているところであるが、いすみ市のみならず、夷隅郡市2市2町（いすみ市、勝浦市、御宿町、大多喜町）において既存焼却施設がいずれも稼働から長期間が経過し、老朽化により安定した可燃ごみ処理の継続が困難な状況である。

この状況を踏まえ、可燃ごみの安定的な処理体制確保を目的として、市原市が新たに整備を進めている焼却施設を活用した広域処理について検討が進められている。

また、広域処理を円滑かつ効率的に実施するため、夷隅郡市2市2町にて市原市新焼却施設に搬入するための積替え・中継機能として現在の大多喜町環境センター敷地に可燃ごみ中継施設を共同整備する方針を決定した。

中継施設の整備にあたり、現在行われている町民の持込ごみ受入れ及び、計量や料金收受等の業務は工事中・運用開始後も継続しなければならず、計量受付・事務作業を行うための管理棟を新規に設計・建設する必要がある。

設計・建設にあたり、既存の事務棟の機能を完全に移行することを想定しているため、経済面だけではない機能性・利便性・メンテナンス性を総合的に勘案した設備を設ける必要がある。

この要領は、大多喜町持込ごみ等処理施設 管理棟整備工事の契約の相手方の選定にあたり、同業務の施工業者を選定するために行うプロポーザルの実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 工事名

大多喜町持込ごみ等処理施設 管理棟整備工事

3 工事内容

別添1「管理棟整備工事 管理棟仕様書」（以下「管理棟仕様書」という。）のとおり

4 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 工期

契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで

6 提案上限額

28,424,000円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

※提案額の消費税については税率を10%で積算するものとする。

※提案の内容に関わらず、この上限を超える提案は受け付けない。

7 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去10年間に本業務と同種・類似業務の実績があること。
- (2) 千葉県内に営業拠点（本支店、営業所）がある者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 本工事の公表時において、いずれの地方公共団体においても指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

8 実施スケジュール

- (1) 企画提案書等の提出期限

令和8年10月2日（金）午後5時まで

- (2) 参加表明受付期間

令和8年9月9日（水）から令和8年9月23日（水）午後5時まで

参加表明の際は、参加表明書（様式2）を電子メールにより提出すること。

- (3) 質問回答予定日

令和8年9月28日（月）

- (4) プレゼンテーション

令和8年10月14日（水）を予定し、詳細は提案者に後日通知する。

- (5) 事前選定

参加希望企業が多い場合は令和8年10月5日（月）を予定し、事前選定を実施

する。

9 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で受け付け、回答する。

(1) 質問方法

ア 電子メールにより質問書（様式1）を提出すること。

イ 質問はまとめて提出すること。

(2) 受付期間

令和8年9月9日（水）から令和8年9月23日（水）午後5時まで

(3) 回答方法

ア 全ての質問について、参加業者全てに電子メールにて回答する。

イ 質問の回答は、参加業者からの質問に対してまとめて行う。

10 提出書類等

提出書類は、原則A4縦判とし、次のとおり提出すること。

(1) 企画提案書（様式4）

(2) 企画提案内容（任意様式）

管理棟仕様書に基づき、応募者としての方針やアピールポイントについて、次の基本的内容を含めて明記すること。

ア 工法および性能・耐久性

イ 動線・配置計画

ウ メンテナンス方法

エ 本工事の実施体制（作業体制の考え方）

オ セキュリティ対策

カ 執務環境

キ 業務執行の確実性

(3) 工程表（任意様式）

(4) 企業概要（様式5）

(5) 受注実績表（様式6）※契約書の写しを添付すること。

(6) 業務実施体制（様式7）

(7) 主担当者の業務実績（任意様式）

(8) 見積書及び見積内訳書（任意様式）

ア 業務内容の積算がわかるように見積金額（消費税相当額を含む）を記載すること。

イ 見積書には、社印及び代表者印を押印すること。

ウ 見積書の宛名は「大多喜町長 平林 昇」とすること。

11 提出方法

持参又は郵送（提出期限日必着のこと）とする。

12 提出書類の取り扱い

- (1) 提出物についてはすべて返却しないものとする。
- (2) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うこと。
- (3) 契約事業者は提案書の内容を確実に履行すること。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は発注者と協議し同等の対応を行うこと。なお、提案書の履行状況が悪質と認められる場合は契約を解除し損害賠償の請求を行うことがある。
- (4) 提案書の提出は、1者につき1案とする。

13 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。

なお、契約後業務実施時における法令適合のリスクは選定事業者に属することとする。

14 提出部数等

- (1) 「11 提出書類等」(1)～(8)の順序で製本し提出すること。
- (2) 表紙には件名として「大多喜町持込ごみ等処理施設 管理棟整備工事」、企業名称を表示すること。
 - ア 正本1部（代表者印押印のもの）
 - イ 副本6部（正本の写し）

15 プレゼンテーション

- (1) 日時（予定）

令和8年10月14日（水）

実施日時については、令和8年10月6日（火）までに、メールにて通知する。

なお、順番は企画提案書提出順とする。
- (2) 場所
大多喜町役場本庁舎 第3会議室（予定）
※控室は、大多喜町役場本庁舎 第1会議室（予定）とする。
- (3) 内容説明
 - ア プレゼンテーションによる企画提案書の説明20分以内（準備含む）
 - イ 審査委員による質疑（30分程度）
 - ウ 出席者は各事業者につき、3名までとする。説明者は本業務に直接係わる者とし、受託した際の業務責任者は必ず出席すること。
- (4) その他

プレゼンテーションは企画提案書に基づいて行うものとし、追加の提案や資料は認めない。パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に連絡すること。この場合モニターは町で用意し、パソコン等のその他の機器は提案者が持参すること。

16 審査

(1) 選定方法

各事業者の企画提案等について、別添2「大多喜町持込ごみ等処理施設 管理棟整備工事プロポーザル評価要領」に基づいた審査を行い、大多喜町持込ごみ等処理施設 管理棟整備工事プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、受託候補者を選定する。

(2) 選定結果

結果については、プレゼンテーション終了後10日以内（休日を除く）に各社に文書により通知する。

17 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、その事業者は失格とする。

- (1) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案額が上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと町が認める場合
- (6) その他、町が不適格と認めた場合

18 その他

- (1) このプロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 業者選定における会議は、非公開とし、会議内容及び評価内容については公表しない。
- (3) 辞退する場合は、必ず辞退届を提出するものとする。（様式8）
- (4) 現地視察を希望される事業者様は令和8年9月17日（木）までにご連絡ください。

19 提出先及び問合せ先

〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地

大多喜町役場 生活環境課 施設係 担当 永島・古滝

電話：0470-62-5111 FAX：0470-82-4461 E-mail：kankyouseikatu@town.otaki.lg.jp